

# 令和2年度監査報告書

## 公の施設の指定管理者監査

国分寺市立いずみホール

令和3年3月

国分寺市監査委員

# 令和2年度 公の施設の指定管理者監査結果報告書

## 第1 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による監査

## 第2 監査の対象

- 1 公の施設 国分寺市立いずみホール
- 2 指定管理者 いずみホール協働事業体  
(野村不動産パートナーズ(株), (株)パシフィックアートセンター)
- 3 所 管 市民生活部 文化振興課

## 第3 監査の範囲

平成31年度(平成31年4月1日から令和2年3月31日まで)に執行された公の施設の管理に係る事務の執行及び業務管理運営状況について

## 第4 監査の実施期間

令和2年11月12日から令和3年3月25日まで

現地調査 国分寺市立いずみホール 令和3年1月7日  
文化振興課 令和3年1月13日

## 第5 監査の着眼点

### 1 所管関係

- (1) 指定管理者を導入した目的、趣旨はいかされているか。
- (2) 公の施設の管理を行わせる団体の指定は、関係法令等に根拠をおいているか。
- (3) 指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。
- (4) 管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。
- (5) 協定書等には必要事項が適正に記載されているか。
- (6) 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正に行われているか。
- (7) 業務履行確認は事業報告書等により行われているか。
- (8) 指定管理者に対する指導監督は適切に行われているか。
- (9) 指定管理者が利用料金を定める場合、利用料金は合理的なものになっているか、その承認手続は適正に行われているか。

### 2 指定管理者関係

- (1) 施設は関係法令等の定めるところにより適切に管理されているか。
- (2) 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- (3) 企画提案時の提案内容等は履行されているか。
- (4) 公の施設の管理に係る会計処理は適正に行われているか。

- (5) 公の施設の管理に係る出納関係帳簿，記帳は適正に行われているか。また，領収書類の整備，保存は適正に行われているか。
- (6) 収納事務は適正に行われているか。
- (7) 事業計画書，事業報告書等は適正に提出されているか。
- (8) 利用料金の設定等は適正に行われているか。
- (9) 利用促進のための努力は行われているか。
- (10) 施設の管理運営は適切に行われているか。

## 第6 監査の方法

監査の対象となる公の施設の指定管理者及び当該施設を所管する部課に係る出納その他の事務の執行が適正に行われているかどうかについて，書面及び現地調査を行い，必要に応じ所管職員等からの説明を聴取し監査を実施した。

## 第7 指定管理の概要

1 指定管理者名称 いずみホール協働事業体

### 2 指定の意義

国分寺市立いずみホールの管理に関し，国分寺市がいずみホール協働事業体に指定管理者の指定を行うことの意義は，民間事業者たる指定管理者の能力を活用しつつ，本施設の利用者の利便性・地域住民等に対する芸術文化を向上させ，健康で文化的な生活に寄与することにある。

### 3 業務の範囲

- (1) 施設の使用承認等及び使用料の納入等に関する事。
- (2) 使用承認の変更及び取消しに関する事。
- (3) 施設の使用に伴う利用者への便宜の寄与に関する事。
- (4) 施設，設備及び物品等の維持管理及び安全に関する事。
- (5) 施設の簡易修繕に関する事。
- (6) 施設の鍵管理，施設内の整理整頓等日常的な管理に関する事。
- (7) 主催事業の企画立案及び実施に関する事。
- (8) 施設の管理運営に関して，市長が必要と認める事。

### 4 指定期間

平成29年4月1日から令和4年3月31日まで

### 5 指定管理費

平成29年度 66,312,000円

平成 30 年度	66,528,000 円
平成 31 年度	67,471,000 円
令和 2 年度	68,200,000 円
令和 3 年度	68,420,000 円

## 6 決算額

平成 31 年度	68,786,635 円
----------	--------------

## 7 施設の概要

国分寺市立いずみホール

所在地 国分寺市泉町三丁目 36 番 12 号

面積等 延床面積 1707.99 平方メートル

## 第 8 監査の結果

監査の着眼点に留意し調査を行ったところ、適正に執行されているものと認められたが、一部改善及び検討を要する事項が見受けられたので、以下個別に記述する。

### 1 所管（文化振興課）

協定書において、自主事業の承諾は書面により行わなければならないこととなっているが、指定管理者が提出した事業計画書を収受することで承諾したこととしていた。今後は書面により自主事業の承諾を行われたい。